

「米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業」に
おける要防除水準等の設定について

令和 7 年 8 月

農産物安全課

標記事業の要防除水準等について、下記のとおり設定しますので、実施に当
たり御留意ください。

記

1 当該事業のための要防除水準等

種類	調査時期	調査方法	要防除水準
斑点米カメムシ類	2 回目の防除後 ～出穂期 25 日 後頃まで	主食用米を作 付している水 田において 20 回すくい取り 調査	1 頭以上の発生

2 調査について

- (1) 調査は、農林振興センター職員が行う。
- (2) 当該事業の対象地域内で複数か所調査を行う。ただし、病害虫防除所が行
う調査において、1 の水準等を満たす調査を実施していれば、それを充て
ることができる。
- (3) 斑点米カメムシ類（イネカメムシを含む）への薬剤防除を 2 回適切に行っ
てなお、要防除水準を超える発生が確認された地域については、追加防除
を指導し、指導履歴等を残す。